

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業について

(事業内容)

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費の一部を助成します。

(対象児童)

次の要件をすべて満たす18歳未満の方が対象となります。

- ・保護者または、対象児童が町内に住所を有していること。
- ・両耳の聴力レベルが各々30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象者とならない方。
(ただし、医師が装用の必要を認めた場合を除く)
- ・補聴器の装用が必要と医師に診断された方。
- ・市町村民税所得割46万円以上の方がいない世帯に属する方。

(助成額)

補聴器を新たに購入する経費、または耐用年数経過後に補聴器を更新する経費で、下の表の基準価格か購入価格の低いほうの額に3分の2を乗じた額(1,000円未満切捨て)を助成します。

(対象となる補聴器の種類)

補聴器の種類	1台当たりの基準価格	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200円	5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900円	
高度難聴用ポケット型	43,200円	
高度難聴用耳かけ型	52,900円	
重度難聴用ポケット型	64,800円	
重度難聴用耳かけ型	76,300円	
耳あな型(レディメイド)	87,000円	
耳あな型(オーダーメイド)	137,000円	
骨導式ポケット型	70,100円	
骨導式眼鏡型	127,200円	
FM型補聴器の場合は、基準価格に右のものを追加できる。	①M型受信機 80,000円 ②ワイヤレスマイク 98,000円 ③オーディオシュー5,000円 ※ワイヤレスマイクは1台のみ	

(申請に必要なもの)

- ①申請書
 - ②医師の意見書(窓口に指定の用紙があります)
 - ③補聴器の仕様書
 - ④本町が登録している補聴器販売業者の見積書
- ※申請は必ず購入前にしてください。購入後の申請は対象になりません。

申請手続きや必要書類等詳しいことは住民福祉課社会福祉係までお問い合わせください。